

岩手県告示第585号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成25年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社カミヤマ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）花巻南新田タウン 花巻市南新田264番2ほか
- 3 報告の概要
 - （1）説明会で述べられた意見 自動車での来客者に係る入退店経路の設定について
 - （2）当該意見についての届出者の見解 関係機関と協議を行った上で検討したい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1）期間 平成25年8月2日から同年9月2日まで
 - （2）場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに花巻市役所、盛岡市役所、北上市役所、遠野市役所、奥州市役所、雫石町役場、紫波町役場及び西和賀町役場